

2009.3.4 中日



会見する富田成輝総務部長(左)、県庁で

会計検査院が昨年秋に指摘した国庫補助金の不正経理問題で、県は三日、過去七年間の国庫補助と県単独の事業を見直した結果、新たに約四千九百万円の不正な経理処理が見つかったことを明らかにした。

過去7年間 県調査で判明 国庫補助、単独事業で

不正経理 新たに 4900万円

県単独事業で二千三百八十万円。補助金は内閣府と総務、厚生労働、農林水産、国土交通、環境の各省分。

内訳は、国庫補助事業で一千五百九十八万円(うち国の補助金は一千四百八十七万円)、

(河原広明)

検査院は二〇〇二一〇六年度の農水、国交両省分の約五千五百三十一万円(同三千百八

新たに判明した不適正な経理処理金額

	消耗品費	旅費
国庫補助事業	2002-06年度 17万3163 (8万2865)	2333万520 (1328万9630)
	07年度 5万3000 (2万6500)	220万6642 (134万2461)
	08年度 0 (0)	22万6516 (13万563)
合 計	22万6163 (10万9365)	2576万3678 (1476万2654)
県単独事業	2002-06年度 1945万726	138万9317
	07年度 235万8335	8万3100
	08年度 46万4702	6万1134
	合 計 2227万3763	153万3551

【注】国庫補助の上段は事業費、下段()は補助金相当額。単位は円。

富田成輝総務部長は「意図的な法違反ではなく、あくまで経理的な誤り。大変遺憾で県民に申し訳ない」と陳謝。職員の処分は、必要性も含めて今後検討する。今回の結果は検査院に報告した上で、関係府省と返還を協議する。

十三万円)を指摘。これを受け、県は調査期間を二年半から〇八年九月末までに広げ、対象も国庫補助と県単独の全事業に拡大。消耗品費と賃金、旅費の使途を昨年十月下旬から調べていた。

土木事務所の資機材発注や県立高校の書籍購入などで納品と支払いの年度が違つたり、出張時に目的外の仕事をするなどした点を不適切と判断。架空取引による「預け金」や、旅費の架空請求などの裏金はなかつたという。賃金の支出は問題ないとした。

富田成輝総務部長は「意図的な法違反はなく、あくまで経理的な誤り。大変遺憾で県民に申し訳ない」と陳謝。職員の処分は、必

県不正経理調査

新たに3868万円判明

02年度～08年9月分 139機関で

会計検査院が昨年11月に指摘した不正経理問題で、県は3日、県単事業と国庫補助事業について02年度～08年9月分を調査した結果、新たに1万426件、計3868万円（事業費ベースで4980万円）の不正経理が判明したと発表した。土木事務所や県立学校など139機関で行われていたが、いずれも事業費の目的外使用などで架空請求はないと言明している。

会計検査院が公表した不正会計額と合わせ、02年度以降の県の不正経理額は計7051万円になった。県は会計検査院が指摘した不正経理分は今

年度中に返還する。今回判明分は、来年度に除く県の全292機関返還する方針。調査は、県警本部を対象にしていなかつた内閣府や総務・厚生労働・環境各省についても調べた。

金を使っていたケースなど他の予算で出張すべきものが約1万件

「誤りであり、意図的ではないが、大変遺憾で、県民に申し訳ない」と陳謝。職員研修を行うなどの再発防止策を講じるほか、職員の処分を検討するとした。

【稻垣衆史】 検査院は〇六年度末までの検査で、国庫補助金約五千五百三十一万円、事業費ベースでは約三千三百八十三万円、事業費ベースでは五百五十万円。

需用費では、土木事務所の資材、機材発注や、高校の書籍で発注と納品が異なる年度に行われた事例があった。旅費は、国庫補助事業と直接関係ない用務の出張旅費に補助金を充てたケースがあった。賃金で不適正はなかったという。

会計検査院の指摘分については、国からの請求があれば三月補正で対応。自主検査分は結果を検査院に報告し各省庁と検討する。

会見した畠田成輝総務部長は、裏金につながる不正はなかったとしながら「大変遺憾」。

その結果、消耗品の購入について、年度内

見つかった。

架空発注して業者

に代金を保管させる

事業約二千三百八十万円の計約四千九百七十

件、一千五百七十六万

円（同一一千四百七十六万円）。県単独事業は需用費三百二件、二千二百一十七万円、旅費五百七十七件、百五十三件を購入し、期日

の記載がない納品書で

处理をしていた。旅費でも、補助事業以外の職務の出張旅費に補助

類を作成し、発注した

品とは違う品を納入する「差し替え」など公金の裏金化をうかがわせる事案はなかった

といふ。

畠田成輝総務部長は「誤りであり、意図的ではないが、大変遺憾で、県民に申し訳ない」と陳謝。職員研修を行うなどの再発防止策を講じるほか、職員の処分を検討するとした。

【稻垣衆史】

新たに判明した国庫補助・県単事業の不正経理

	事務費	旅費	計
国庫補助	11万円 (12件)	1476万円 (9542件)	1487万円
	2227万円 (302件)	154万円 (570件)	2381万円
県 単	2238万円	1630万円	3868万円

会計検査院が昨年11月に指摘した不正経理問題で、県は3日、県単事業と国庫補助事業について02年度～08年9月分を調査した結果、新たに1万426件、計3868万円（事業費ベースで4980万円）の不正経理が判明したと発表した。土木事務所や県立学校など139機関で行われていたが、いずれも事業費の目的外使用などで架空請求はないと言明している。

会計検査院が公表した不正会計額と合わせ、02年度以降の県の不正経理額は計7051万円になった。県は会計検査院が指

2009.3.4 岐阜

不正経理

県、新たに4979万円

自主調査 カラ出張や「預け」なし

県が会計検査院から不正経理問題で、県（成十四）～08年度九県単独の事業の自主調査結果をまとめ、新たに指摘された国庫補助金は三日、二〇〇二（平）月末までの国庫補助と査結果をまとめ、新たに

自主調査は〇二～〇八年度前半とし、検査院の調査より期間を拡大した。警察本部以外の二百九十二機関で、すべての国庫補助事業と県単独事業について需用費、賃金、旅費について実施した。

不適正としたのは国庫補助事業の需用費二件、二十二万円（うち国庫補助金十万元）、旅費九千五百四十二

件、三千五百四十二と

不適正としたのは国庫補助事業の需用費二件、二十二万円（うち

国庫補助金十万元）、旅費九千五百四十二

件、三千五百四十二と

見付かった。

架空発注して業者

に代金を保管させる

「預け」や、虚偽書

類を作成し、発注した

品とは違う品を納入する

「差し替え」など公

金の裏金化をうかが

わせる事案はなかった

といふ。

畠田成輝総務部長は、裏金につながる不正はなかったとしながら「大変遺憾」。

県民に申し訳ない」と陳謝した。

県不正経理4979万円

自主調査、139機関で

県が3日発表した国庫補助事業（県支出分も含む事業費ベース）と県単独事業を対象とした自主調査で、不正な経理処理は139機関で計4979万円に上った。架空取引や請求はなかつたと結論づけたが、消耗品の需用費などで物品が発注と異なる年度に入された事例が多数あるなど、さまざまな経理処理も浮かび上がつた。

昨年10月末から約4カ月かけ、県警を除く292機関を対象に02～08年度（9月末まで）のすべての国庫補助事業と県単独事業の事務費（需用費、賃金、旅費）を調べた。国庫補助では、需用費22万

6163円（12件）、旅費2576万3678円（9542件）が不正経理で、このうち計1487万2019円が補助金。県単独では需用費227万3763円（302件）、旅費153万3551円（570件）が不正経理だった。賃金では両事業ともに架空請求による「カラ雇用」や目的外の支出はなかつた。

需用費では、土木用資材や機材、高校の書籍や印刷用トナーやなどが発注と異なる年度に納入されていた。業者から日付のない納品書を受け取つた事例もあつた。旅費では、国庫補助の対象外となる出張

や、県単独事業でも目的外の出張が含まれていた。139機関の多くが土木事務所か県立学校だったといふ。

会見した畠田成輝総務部長は「国庫補助事業では補助目的を広く解釈していた。（補助金適正化法などへの）意図的な違法はなかつた。再発防止に努めるとともに、処分が必要かどうかを含め検討していく」と述べた。（鷹見正之）

2009.3.4 朝日

「指示遂行しただけ」

裏金問題
あす審理 元局長、反論方針

2009.3.4 朝日

06年に発覚した県の裏金問題で懲戒免職され、県人事委員会に不服申し立てをしてい

た」とされたことについて

「隠蔽の意識もなく、次長の職員・元職員8人のうち、長屋栄・元岐阜振興局長（61）が5日、初めて公開の口頭審理で主張を述べる。裏金隠しを「共謀」したとされる責任

について「組織の上からの指示を誠実に遂行しただけ。良心に反することは一切していない」と反論する考え方だ。

長屋氏が懲戒免職処分になったのは06年9月28日。古田肇知事は辞令書と処分説明書を手渡し「断腸の思いだ」と言った。その日の幹部会議で別れを言いたかったが、出席を許されず、あいさつは代読

した」とされたことについて

「隠蔽の意識もなく、次長の職員・元職員8人のうち、長屋栄・元岐阜振興局長（61）が5日、初めて公開の口頭審理で主張を述べる。裏金隠しを「共謀」したとされる責任

について「組織の上からの指示を誠実に遂行しただけ。良心に反することは一切していない」と反論する考え方だ。

長屋氏が懲戒免職処分になったのは06年9月28日。古田肇知事は辞令書と処分説明書を手渡し「断腸の思いだ」と言った。その日の幹部会議で別れを言いたかったが、出席を許されず、あいさつは代読

した」とされたことについて

99年に裏金を県職員組合に集約した際、知事公室次長として「隠蔽工作に加担し共謀